

# パブリック・コメント手続（意見募集）

## 横須賀市立地適正化計画の策定について

### 意見募集期間

平成 30 年（2018 年）

9 月 20 日（木）～10 月 19 日（金）

お問い合わせ先：横須賀市都市部都市計画課

電話 0 4 6 - 8 2 2 - 8 1 3 3（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 【意見募集にあたって】

近年、全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進むなか、安心して快適な生活環境の実現、財政面等における持続可能な都市経営等を可能とするため、都市全体の構造の見直しが求められております。

そのよう背景から、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」制度が創設されました。

本市においても、将来を見据えた利便性の高い都市づくりを行うため、生活に必要な機能や居住について、拠点もしくは拠点周辺への集約立地を目指し、拠点間を公共交通で結ぶといった「コンパクト＋ネットワーク」の考えによる都市づくりを進めるべく、平成 28 年度より「横須賀市立地適正化計画」の策定に着手いたしました。

このたびのパブリック・コメント手続は、「横須賀市立地適正化計画（案）」に対してご意見を伺うものです。

### 1 横須賀市立地適正化計画（案）の構成

- 第 1 章 立地適正化計画について
- 第 2 章 本市の現状と課題
- 第 3 章 目指すべき将来都市像
- 第 4 章 都市機能誘導区域・誘導施設
- 第 5 章 居住誘導区域
- 第 6 章 誘導施策
- 第 7 章 評価指標と進行管理

### 2 検討経過

横須賀市立地適正化計画の検討にあたって、住民意見を反映させるため、平成 28 年 9 月から同年 12 月まで、及び平成 30 年 1 月から同年 2 月までの間に地区別意見交換会を延べ 24 回開催しました。

なお、この案は庁内の検討を経たうえで作成しています。

## 意見の提出方法

- 1 提出期間 平成 30 年（2018 年）9 月 20 日（木）から  
10 月 19 日（金）まで
- 2 あて先 都市部都市計画課
- 3 提出方法
  - 書式は特に定めておりません。
  - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
    - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
    - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
    - (3) (市内に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
    - (4) (当該意見募集案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
  - 次のいずれかの方法により提出してください。
    - (1) 直接持ち込み
      - ・都市部都市計画課（横須賀市役所分館 4 階）
      - ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階）
      - ・各行政センター
    - (2) 郵送  
〒238-8550  
横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市役所 都市部都市計画課
    - (3) ファクシミリ  
046-826-0420
    - (4) 電子メール  
cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。  
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後  
とりまとめまして公表いたします。

# 横須賀市 立地適正化計画 (案)

平成30年 月

横 須 賀 市



# 横須賀市 立地適正化計画

## 一 目 次

<b>第1章 立地適正化計画について</b>	<b>1</b>
1-1. 策定の目的	2
1-2. 計画の位置付け	3
1-3. 計画の内容	4
1-4. 計画の期間	5
1-5. 計画の対象区域	5
<b>第2章 本市の現状と課題</b>	<b>7</b>
2-1. 本市の現状・将来見通し	8
2-2. 都市計画マスタープランとの整合	28
2-3. 都市構造上の課題の整理	37
<b>第3章 目指すべき将来都市像</b>	<b>39</b>
3-1. 都市づくりの基本方針	40
3-2. 目指すべき都市の骨格構造	42
<b>第4章 都市機能誘導区域・誘導施設</b>	<b>47</b>
4-1. 都市機能誘導区域の設定方針	49
4-2. 都市機能誘導区域の設定箇所	53
4-3. 都市機能保全区域の設定箇所	75
4-4. 誘導施設の設定方針	89
4-5. 誘導施設の設定内容	93
4-6. 誘導施設に係る届出制度	96

<b>第5章 居住誘導区域</b> .....	<b>97</b>
5-1. 居住誘導区域の設定方針.....	98
5-2. 居住誘導区域の設定箇所.....	107
5-3. 居住誘導区域に係る届出制度.....	108
5-4. 居住における自然災害への備え.....	109
<b>第6章 誘導施策</b> .....	<b>111</b>
6-1. 誘導施策の設定方針.....	112
6-2. 誘導施策の設定内容.....	113
<b>第7章 評価指標と進行管理</b> .....	<b>125</b>
7-1. 評価指標の設定.....	126
7-2. 進行管理.....	129